1 議 事 日 程(第3日)

(平成27年第3回久山町議会定例会)

平成27年9月18日 午前9時30分開議 於 議 場

日程第1 事件の訂正の件

日程第2 諸般の報告

- * 福岡県介護保険広域連合議会報告
- * 北筑昇華苑組合議会報告
- * 粕屋南部消防組合議会報告
- * 篠栗町外一市五町財産組合議会報告
- 日程第3 議案第28号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議案第30号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第6 議案第31号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議案第32号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議案第33号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に 関する協議について
- 日程第9 議案第34号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(27久山町条例第16号)

日程第10 議案第35号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(27久山町条例第17号)

日程第11 議案第36号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について (27久山町条例第18号)

日程第12 議案第37号 土地取得について

日程第13 議案第38号 土地取得について

日程第14 議案第39号 町道路線の認定について

日程第15 議案第40号 平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第41号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第42号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

7

日程第18 議案第43号 平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

—— 平成27年9月定例会 ——

日程第19 議案第44号 平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第45号 平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第46号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第47号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第23 議案第48号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第24 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

日程第25 請願第2号 「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度 の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

日程第26 閉会中の所管事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	有	田	行	彦	2番	Щ	野	久	生
3番	阳	部	文	俊	4番	吉	村	雅	明
5番	阳	部	賢	_	6番	佐	伯	勝	宣
7番	阳	部		哲	8番	本	田		光
9番	松	本	世	頭	10番	木	下	康	_

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 会議録署名議員

8番 本田 光

9番 松本世頭

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長 久 芳 菊 司 副 町 長 只松輝道 教 育 長 中 山 清 一 総務課長 安 部 雅 明 教育課長 松原哲二 税務課長 川上克彦 健康福祉課長 物 袋 由美子 田園都市課長 實淵孝則 上下水道課長 矢山良寛 経営企画課長 安 倍 達 也 魅力づくり推進課長 久 芳 義 則 町民生活課長 森 裕子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 矢山良隆

議会事務局書記 笠 利 恵

総務課係長 阿部桂介

—— 平成27年9月定例会 ——

$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開議 午前9時30分

○議長(木下康一君) ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 事件の訂正の件

○議長(木下康一君) 日程第1、事件の訂正の件を議題といたします。

9月4日に町長から議案として提出されていた議案第44号久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について、9月11日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。ここで事件の訂正の理由の説明を求めます。

町長。

○町長(久芳菊司君) 大変貴重な時間をいただき申しわけなく思っております。

それでは、ただいま議長が申されました事件の訂正について御説明をいたします。

事件の訂正請求ということで、件名は議案第44号久山町水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。9月4日に提出いたしました上記の事件を次の理由により別紙のとおり訂正したいので、久山町議会会議規則第20条の規定により請求をいたします。

訂正等の詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

- ○議長(木下康一君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(矢山良寛君) 議員の皆様には御迷惑をおかけしまして大変申しわけございませんでした。今後はこのようなミスを繰り返しませんように十分気をつけますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、訂正内容につきまして御説明させていただきます。

議案目次中、「議案第44号平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について」の「歳入歳出」の削除と、次のページでございますが、議案中、表題部の「平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について」の「歳入歳出」と、本文中、「平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算」の「歳入歳出」を削除していただきまして、本文中、「(昭和27年法律第29号)」を「292号」に訂正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(木下康一君) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号水道事業会計歳入歳出決算認定について、訂 正の件を許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。よって、事件の訂正の件は許可することに決定 いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第2 諸般の報告

○議長(木下康一君) 日程第2、諸般の報告。

まず初めに、福岡県介護保険広域連合議会の報告を受けます。

町長。

○町長(久芳菊司君) 去る平成27年7月28日、平成27年度福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会議が市内のレガロ福岡で開催されましたので、会議の結果について御報告をいたします。

提案されました案件は、監査委員の選任同意に関する同意案件が2件、条例案件が1 件、そして平成26年度予算の歳入歳出決算認定に関する議案が2件でございました。

最初に、同意第1号識見を有する者のうちから選出される監査委員の選任についてでございます。選任される者、住所、朝倉郡筑前町大塚276番地1、氏名、畠中誠二、略歴、同氏は元三輪町役場職員で、平成21年6月1日から平成25年5月31日まで筑前町副町長を歴任されておられた方でございます。

次に、同意第2号広域連合議員のうちから選出される監査委員の選任についてでございます。選任される方の住所は、築上郡吉富町大字小祝783番地3、氏名、若山征洋。同氏は平成19年5月1日から吉富町町議会議員を歴任されておられる方でございます。

次に、議案第11号福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、個人番号制度が10月5日から開始されることによる関係条文の整備を行うものであります。

次に、認定第1号平成26年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算についてで ございます。

平成26年度福岡県介護保険広域連合一般会計の歳入総額は11億229万857円、歳出総額が10億7,642万8,634円で、歳入歳出差し引き額は2,586万2,223円となっております。

歳入の主なものは、市町村負担金8億5,011万4,000円、県補助金が327万1,000円、基金 繰入金が2億600万円でございます。

歳出の主なものは、歳出経費の53.6%を占める5億7,763万1,957円の総務管理費派遣職員人件費払戻金、16.3%を占める1億7,554万2,211円の職員給料、手当等の人件費となっています。

次に、認定第2号平成26年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

平成26年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計の歳入総額は639億594万6,143円で、歳出総額は627億8,979万1,631円です。歳入歳出差し引き額は11億1,615万4,512円となっています。

歳入の主なものは、介護保険料が113億6,111万2,000円、介護給付費の負担金が85億5,320万5,000円、国庫支出金が153億2,890万8,000円、支払基金交付金175億580万円等であります。

歳出の主なものは、歳出の95.1%を占める保険給付費597億3,353万664円、2.4%を占める地域支援事業費は14億8,184万5,455円、0.9%を占める認定調査に要した経費5億6,890万6,540円等であります。いずれの案件も賛成多数で可決されております。

以上、概要について御説明し報告といたしますけども、詳しい内容については議会事務 局に関係資料を閲覧できるようにしておきたいと思います。

以上で説明を終わります。

- ○議長(木下康一君) 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を受けます。 有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) 北筑昇華苑組合議会報告を行います。

古賀市市役所で平成27年7月8日、平成27年第1回北筑昇華苑組合臨時会が開催されました。統一選挙後の会議であっため、議員の紹介があった後、議長の選挙があり、古賀市の結城弘明議員が議長に選出されました。

議案第6号北筑昇華苑組合監査委員の選任については、古賀市の木戸一雄氏の再任を全 員賛成で可決いたしました。

次に、平成27年第2回北筑昇華苑組合議会の定例会が去る8月17日、古賀市で行われました。今定例会は、議案第7号から議案第10号の4議案が提出され、5議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、議案第7号、議案第8号、議案第9号は糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてでございます。新宮町の藤田清満さん、それから粕屋町の山田裕嗣さん、宇美町の櫻木幸弘さん、この3名については、本町の議案にも提案されていますので、詳細については省略させていただきます。

次に、議案第10号平成26年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてであります。歳入総額3億9,960万5,400円、歳出総額3億8,078万2,848円、歳入歳出差し引き額1,882万2,552円の決算でありました。

主な歳入は、分担金負担金1,885万4,000円で、久山町の経常費分担金は16万円、創設分担金は57万7,000円であります。使用料及び手数料2億571万6,859円であり、歳出は、議会費186万9,468円、総務管理費4,788万6,185円、葬祭場費3億1,717万3,841円、公債費1,385万3,354円であります。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

また、今回の臨時会、定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いた しましたが、資料を議員控室に置いておきますので、参考にしていただければと思いま す。

これで北筑昇華苑組合の第1回の臨時会、第2回の定例会の報告とさせていただきます。

- ○議長(木下康一君) 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 平成27年第3回粕屋南部消防組合議会定例会の報告でございます。

議会は、去る8月27日午後2時より粕屋南部消防署において開催されました。議案審議に先立ちまして、私、佐伯勝宣が今回新たに消防議員の一員に加わったということで議席の指定と自己紹介の場がございました。その後、組合長である久芳町長から諸般の報告がなされ、議案第11号から議案第18号までの8議案と専決処分、一般質問の順で行われました。

議案第11号から議案第13号までは、任期満了に伴う糟屋郡公平委員会委員の選任同意が一括審議で行われ、3名の委員の選任を同意しました。議案第14号は粕屋南部消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。共済年金が厚生年金に統合されるための条例の文言整理、議案第15号は財産の取得について、これは粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、平成27年度事業として3,326万4,000円の高規格救急自動車を購入するものでございます。車両は新設される西出張所に配備予定となります。第16号議案財産の取得、これも粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき平成27年度の事業として現在南部消防署に配備している救助工作車Ⅲ型を更新し整備を図るもので、指名競争入札により1億2,744万円で新型車を購入するものであります。

議案第17号は平成26年度一般会計歳入歳出決算認定でございます。平成26年度決算収支の状況は、歳入総額18億6,403万670円に対し歳出総額は18億4,483万2,991円でございます。平成26年度の主な事業としまして中部消防署西出張所庁舎建設に伴う用地の造成等3,585万6,000円で行い、平成27年度内の開庁に向けて準備を進めているということ、また車両更新等につきましては第4次消防力整備計画に基づき南部消防署に配置されている高

規格救急車の3,389万400円での更新、さらに平成29年度に運用開始の福岡都市圏消防通信 指令業務共同運用に伴い178万2,000円で消防救急デジタル化システムの実施計画変更の委 託を行っております。

次に、議案第18号は、平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事務特別会計 歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額5,737万8,000円に対し歳出は基金積立 金204万7,000円を含む4,037万1,966円となっております。

次に、専決処分、専決第2号の報告。今年7月5日、糟屋郡篠栗町尾仲で発生いたしました接触事故の件でございます。これは中部消防署の救急車が傷病者を収容後、搬送の際、駐車場内の方向転換で後方に移動中、駐車していた一般車両の前面バンパーに接触させ損害を与えた件でございます。消防車側の右後方確認が不十分であったため発生した事故であることから、バンパーの修理費等15万5,280円を相手方に支払うことで承諾したものでございます。損害賠償額については、全額損害賠償保険により支払われるということでございます。

最後に、一般質問。今回は1名、志免町の末藤議員が一般質問を行いました。 以上が報告でございます。

なお、詳細につきましては、議案関係書類を議員控室に置いておりますので、各自閲覧 していただきますようお願いいたします。

- ○議長(木下康一君) 次に、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を受けます。 山野久生議員。
- ○2番(山野久生君) 御報告いたします。

平成27年第2回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会が去る8月27日に開会されました。今定例会は、議案第4号から議案第8号の5議案が提出され、5議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、糟屋郡公平委員会 委員の選任同意についてでございます。新宮町の藤田清満さん、それから粕屋町の山田裕 嗣さん、宇美町の櫻木幸弘さん、この3名については本町の議案にも提案されていますの で、詳細については省略させていただきます。

それから、議案第7号平成27年度一般会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出 それぞれ1,749万9,000円を追加し、予算の総額を8,596万4,000円とするもので、主な内容 は、歳入で県補助金304万3,000円の増、財産売払収入は996万4,000円の増、繰越金449万 2,000円の増であります。また、歳出につきましては、総務管理費の105万円の減、林業費 の1,180万5,000円の増、道路橋梁費674万4,000円の増であります。 補正は以上でございます。

次に、議案第7号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額5,682万2,003円、歳出総額5,032万9,517円、歳入歳出差引額649万2,486円の決算であります。

主な歳入は、分担金及び負担金1,890万円で、久山町の負担金は340万円であります。造林補助金1,527万5,200円、財産収入1,466万3,388円、繰越金307万9,043円、諸収入490万4,372円であります。

歳出は、議会費72万9,713円、総務費867万6,753円、事業費の林業費3,754万9,175円、 道路橋梁費317万3,876円、公債費20万円であります。

以上で今回の定例会の議会に提案された議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会の報告とさせていただきます。

○議長(木下康一君) 以上で諸般の報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第3 議案第28号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長(木下康一君) それでは、日程に従い、次へ進めます。

日程第3、議案第28号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には 慎重を期していただきますようお願いします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) なしと認め、これより採決を行います。

議案第28号久山町教育委員会委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第4 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長(木下康一君) 日程第4、議案第29号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には 慎重を期していただきますようお願いします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号久山町教育委員会委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5 議案第30号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第31号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第32号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長(木下康一君) 日程第5、議案第30号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第5の議案第30号から日程第7の議案第32号までの3議案は、関連議案でございますので、一括して質疑を行い、採決は一議案ごとに行いたいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には 慎重を期していただきますようお願いします。

これより議案第30号から議案第32号までの一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

まず、議案第30号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第31号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第32号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第8 議案第33号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変 更に関する協議について

○議長(木下康一君) 日程第8、議案第33号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第8、議案第33号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第9 議案第34号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長(木下康一君) 日程第9、議案第34号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第9、議案第34号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に 賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 議案第35号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(木下康一君) 日程第10、議案第35号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第10、議案第35号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 議案第36号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について

○議長(木下康一君) 日程第11、議案第36号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番(本田 光君) 町長にお尋ねします。学童保育所が設置されてから、そして現在、特に久原校区他の小学校の学童保育所が確か45、45で、90名近い学童保育児になってくるんです。4、5、6年生を新しいグラウンドのところに学童保育所を設置して、特に保護者等あたりも大変喜ばれております。しかし、いろんな保育の運営に当たって、保護者、これ委員会でも聞きましたけれども、大体今まで保護者会が受けて対処しておられたと。ところが、確かに保護者の方たちも大変だというふうには理解できますけれども、これからじゃどういう方向だったらいいのかと、じゃ法人会社あるいはまた民間のそれぞれのそういう経験された方たちのところに委託するという方法とか、さまざまあるでしょうけども、町が関与した、そして特に私が言いたいのは、十分まだ時間的に多少あるから、保護者から、あるいはまた指導員の先生方、こういう人たちの意見を十分酌み取って対処をしていただきたいと。かつて、もう何が何でも旧幼稚園跡地が学童保育所の設置場所だというふうに言われておりましたけども、ちょっとそこは問題があって変更したケースがありましたね。ですから、そういうことがないように慎重な対応で指導員の先生方、そして保護者会等あたりの意見を十分酌み取ってこの学童保育の運営に当たっていただきたいと思うんですが、そこらあたりをお尋ねします。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 学童保育の運営に当たっては、今現在もそうなんですけども、今回提案しました民間への委託とか、そういうのも含めて保護者会と十分協議しながら今進めてますので、これからもそういう形をとっていきたいと思っています。
- ○議長(木下康一君) 本田光議員。
- ○8番(本田 光君) 今、聞くところによりますと、保護者の全員に聞いたわけじゃないけど、なかなか私たちの意見が反映されないというような状況もありますし、一方、法人関係の民間に委託というほうが強いんじゃないかというふうにも聞いたというふうに言われるんですよ、確かに民間でもしっかりしたところあるのは事実ですよね。しかし、私が言いたいのは、そういう保護者の人たち、それからそういう指導員の先生方の意見を十分酌み取っての対処を願いたいというふうに思いますが、そこらあたりがされずに、ただ一部で行政を、行政というか、こういう方向づけするというのは、これから先の久山の子育て環境も含めて預かり保育でいろいろな対応がもっと大変な方向になりゃしないかと思いますから、そうしたことを十分掌握した上で対処してもらいたいと思いますが、再度答弁願います。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 保護者というのはたくさんおられるから、議員がおっしゃるようにい ろんな意見の方がおいでになると思います。それをまとめていただいて役員の方といい方 向を模索していっておりますので、決して町がこうしなさいとか、そういう一方的なこと ではやるつもりもないですけど、周辺のうまく運営がされてあるような施設等も参考にし ながらこれからも考えていきたいと思っています。
- ○議長(木下康一君) 本田光議員。
- ○8番(本田 光君) やはり今町の手から一歩離れて法人関係の会社になりますと、どうしても株式会社あるいはまた法人会社というのは学童保育所で利益を上げるというのは、なかなかそう簡単にいかないというふうには思います。だけど、法人関係の民間の会社であれば保育料を上げたり、そのような形態が生まれてくるから、法人じゃなくて町が多少関与した方向の対策を、ただ保護者に今そうやって投げ渡しといったらちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうことじゃなくて、そういう方向をぜひ作るべきじゃないかと思います。町長、答弁願います。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 何度も言いますけれども、町が直接関与するという形じゃないんです よね、学童保育というのは。ただ、実際今現在も町と保護者会との約束の中には、町は指

導員の先生とかそういう確保あたりは、それから施設の整備であったり、運営については保護者会がやりますという形になってるんですけど、実際は会計を町の職員がやったり、正常な事態じゃない、その辺はもう保護者会も十分理解をなさっているわけですから、自分たちでは無理があるなら民間委託にしようかとか、そういう話し合いを保護者会のほうでしていただいてるわけですから、義務教育と違って町がその中に入り込んで全てをというわけにはいかない点が、それは保護者会のほうも十分御理解されていると思いますので、あとは一番いい運営方法を先ほどから言いますように保護者会の方と協議しながら今進めてますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(木下康一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

- ○8番(本田 光君) 先ほどからも質問をさせてもらっておりますけども、実際これが十分時間的なまだ余裕があると私は思います。ですから、当然一定の時間かけて保護者と、そして指導員の先生方とも十分協議をするというのが我々の果たす役目でもあるし、同時にそうした関係者も含めて対処する必要あるというふうに思います。したがって、そういう時間の制約があるというふうにおっしゃるかもしれませんが、まだ施行する立場からは、まだ時間があるから、十分そこを審議を願うという立場から賛成できないことを申し上げて意見として上げます。
- ○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

日程第11、議案第36号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 議案第37号 土地取得について

- ○議長(木下康一君) 日程第12、議案第37号土地取得についてを議題といたします。 本案について質疑のある方はお受けいたします。 本田光議員。
- ○8番(本田 光君) 議案第37号、それから議案第38号とも関連しますけども、確かに公共 用地に取得するということでは理解できますが、これは猪野・山ノ神、そして実際この一 帯のエリアの中に入っておるということですね、観光交流センターも含んだ、そうした関 係で、まだ私は新しい年度で予算化されてもいいんじゃないかという立場から町長に質問 いたしますが、なぜこんな急いで提案されてあるのかとそれから新しい年度で上げられて もいいんじゃないかというふうに思いますが、そこら、答弁を求めます。町長のかわりに 教育長でもいいです。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今のは首羅山の用地ということで御質問なんですか。

(8番本田 光君「そうです。議案」と呼ぶ)

これは議案第37号、議案第38号用地取得については、御存知のように首羅山が国の史跡 指定を受けましたので、その用地として取得するものでございますので、ちょっと議員の 御質問の中にあった観光交流センターとの関係は全くございませんので、御理解いただき たいと思います。

- ○議長(木下康一君) 本田光議員。
- ○8番(本田 光君) かつていろんな町が出した資料から見ますと、猪野・山ノ神の全体の エリアの一つだと、そして文科省も予算を取りつけているような状況を聞いております。 しかし、私が言いたいのは、今即急いで買わなければならないという理由は何だろうか と、それから土地取得を次の年度でもいいんじゃないかという質問です。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) ちょっと本田議員の御理解が少し違ってるように私は感じています。 観光交流センターとかそういう事業というのは、国土交通省の土地再生整備で、あれは面 的なエリアを指す、その中にたまたま首羅山もそのエリアに入ってるということでござい ます。今回上げてる議案については、首羅山整備、史跡整備の事業として文科省からの補 助金事業として申請してるから、申請してる以上はその期間内に買わないと買えなくなる と思っておりますので、そういう形で今は事業を進めております。

- ○議長(木下康一君) 本田光議員。
- ○8番(本田 光君) 文科省の予算がというふうには言われてるけども、全体のエリアの一つに図面上は落とされとるんですよね。そして、公有地にしたいという。だから、そうしたことからすると、私が言いたいのは、それほど急がなくてもいいんじゃないかということを申し上げとるわけですね。ですから、事は慎重に対処すべきじゃないかと。何か公有地にすると、あの全体を公有地にするのに、確かにそれがいいように見えますけれども、そうじゃなくて、期間を一定置いてでも公有地をしていくという方向をとったらどうでしょうかということを言っとるわけですね。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 国史跡の指定を受けたわけですから、これもう公有地化しないといけないことになってるわけですからね。史跡そのものが間違いだということであれば、これは史跡の取り消しみたいな形になるんでしょう。それは皆さん賛成してきてあると思いますので、国の史跡指定の後の管理上、必ず公有地化しなさいというのが、その史跡のあり方でございますので、急ぐ急がないも私はないんだろうと思っています。
- ○議長(木下康一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

- ○8番(本田 光君) 私は先ほど質問をしましたように、急ぐ必要はないというふうに思います。そういうことで反対といたしました。
- ○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 阿部哲議員。
- ○7番(阿部 哲君) この議案は、3月議会で当初予算で予算は上がったものの、契約案件です。速やかに契約してもらって事業を推進してもらうためにも賛成をいたします。
- ○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 前回も申しましたように、このエリアというのは上山田区、そして猪野区の土地再生整備事業のエリア、前回私もこれは反対をいたしました。そして、あのころは本当に差しかえが可能だった。要は道の駅・観光交流センター等整備事業、それを推進するかどうかということで、議会の中でも今以上に大変議論になってた。そういう中で

文科省との予算との差しかえは、これは町長裁量で可能、そのエリアというふうに私も思いまして、あのときはそうではなく、一旦観光交流センターは除いた、そういう形で再計上すべきだと、国交省へ再申請すべきだということで私は申し上げました。ですから、今回私はこれは賛成はできません。

以上です。

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

日程第12、議案第37号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第13 議案第38号 土地取得について

- ○議長(木下康一君) 日程第13、議案第38号土地取得についてを議題といたします。 本案について質疑のある方はお受けいたします。 有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) 議案第37号のときにいろいろと御意見がありましたが、確認の意味 で。この土地については文部科学省の補助金でやるということですね、首羅山のほう。町 長にお尋ねします。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 首羅山については文科省の補助金で用地取得を行います。

(1番有田行彦君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

日程第13、議案第38号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14 議案第39号 町道路線の認定について

○議長(木下康一君) 日程第14、議案第39号町道路線の認定についてを議題といたします。 本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第14、議案第39号町道路線の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第15 議案第40号 平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(木下康一君) 日程第15、議案第40号平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定に ついてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番(有田行彦君) 決算、ページ116ページ、7款商工費、2目観光費の、これにまつわる質問をさせていただきます。平成26年3月議会で25年度補正予算1億9,978万6,000円を議決し、その後、当時の上久原区長同席のもと、地権者6名の土地約7,600平米を約1億4,000万円で購入の話が決まったにもかかわらず、昨年6月議会までの間、6カ月間もの

間にもこの予算執行がされなかったのはなぜかお尋ねします。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 御承知のように我々としては25年度3月議会で予算議決いただきましたので、それをもって国のほうにこの観光交流センター事業等の申請を行ったんですね。 当然それですから、その予算をもって繰越予算になりましたので、26年度のうちに予算執行ということで、できれば早期に地権者の方にすぐに説明を始めましたので取得したかったんですけれども、御承知のように次の関連予算のときに我々提案した予算について修正がされて予算が否決という形になりましたので、用地取得だけはできるとは思いますけれども、私としては全体の事業の見通しがある程度立ってから進めるべきだという判断で、用地取得については、しばらく時間を置いたということです。最終的に全体の1億9,000万円の予算の中で、これは国の繰越予算でございますので、全体の事業費ゴーというのは残念ながら当議会では承認が出てませんでした状態でしたので、少なくとも事業の一部ということで用地取得だけは6,000万円ほどの予算で取得をしたと、そういう経緯でございます。
- ○議長(木下康一君) 有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) その経緯に非常に疑問があるんですね。結局昨年の3月の議会で25年度補正予算が議会は可決しました。それから、9月議会に修正案が出たんですね、昨年の。それまでの間の6カ月間、何で予算執行させれんとですかと。しかも、土地の所有者も納得された、分けちゃれと言わっしゃりゃ分けますよということで納得されてるんです。そういう経緯がありながら、昨年の9月で修正案が提出されたから買うことはできない。これは、この説明は納得いきませんよ、議会としては。9月議会で議会が否決したから3月議会の修正案は変えないというの、これは納得いかん。しかも、その間、土地の地権者6名に分けてくださいという交渉まで当時の上久原区長まで同席のもとお願いしてあるんですよ、町長は。そうしとって、その執行はされてないと。しかも、その執行ができなかった理由は9月議会で修正案が議会で否決されたからですとか、これは絶対私は議会としては認めることはできない。その予算執行しない理由を9月議会で議会が町長提案の原案を否決したからの説明では、私は絶対おかしいと思っております。

また、議会では予算を可決されているんですから、その当時の地権者 6 名の方に何らかの方法で説明をしとく必要があるんじゃなかった。しかし、それがやっと今年の 3 月に説明を町から受けましたと言われました。こういうふうな何と言うかですね、地権者にそのことによって不満を、不信を与えたんじゃないかという気がしますが、その点どうですか。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 全体の流れは、よく御存知だと思います。新年度に入って地区説明会 をやりましたよね。やって、その後に反対されてる皆さんが県に押しかけ、我々それまで はきちっと県とスケジュールを立てながら用地買収から次の全体の26年度にやるべく事業 執行を進めてたわけですよ。それが県のほうにお行きになって、県の当初考えていた県の 道の駅と一体型ができなくなったわけですよ、そのまま我々が、それまでずっと県と協議 しながら進めていたことが。ですから、当然地権者の方にも御説明して、今こういう状態 だから、いましばらく用地の件についてはお待ちいただく、これちゃんと地権者それぞれ に説明をしてます。最終的に県の分が一体型ができなくなったから、じゃ町の観光交流セ ンター事業、このそのものについては土地再生整備事業の予算議決をいただいて、予算い ただいてるわけですから、その中で配置を変更して、最終的にその土地について買収をさ せてもらったんです。だから、こちら側の理由でその用地の買収とかが進めなかったんじ やなくて、それは議会のほうからいろんな異論があって、その状況に応じて我々は議決と いうのは大事なこと、当然我々としては尊重せないかん、その中で執行していくわけです から、それを要因が、副議長もそうでしょうけど、それは御存知のはずですよね。その中 で町が予算を執行しなかったのは納得できんというのは、私のほうもむしろ納得できない という思いがあります。

以上です。

- ○議長(木下康一君) 有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) 私が言ってるのは、土地を購入するという約束事が昨年の6月あったわけですよね。地権者も売りいましょうと、こう言ってる。この土地をなして買わなかったかということを、その期間に買わなかったかということを言ってるんです。あなたが今言われた事業についての説明は7月16日から始まった、7月16日から。その以前3月の補正予算で土地を買うということを決めて、そして昨年の6月に地権者との最終話し合いは終わったんですよ。私が言ってるのは事業がどうのこうの、これは、もうよく知ってますよ、私も。事業がどうのこうのじゃないということを、それだからさっき言ってるように事業が議会が議決したから買わんやったというのは、それはおかしいじゃないかと言ってるんです、タイミング的にも。先に買うという約束しとって、こういう事業についてということについて議会が納得していただけなかったからというのは、それはおかしいと。あなたが事業の説明し始めたのは昨年の7月からですよ。もうそれ以前に土地買いますよって言ってるんです。私が言ってるのは、その土地買いますよと地権者に約束したこと、地権者にとっては何も土地を買うてくれ、いただければありがたい、自分の普通だったら自

分の希望価格で買うていただけりゃありがたいという感じなんですよ。しかし、今回の土 地の地権者の方は、恐らく町長がそげんわけちゃれと言わっしゃりゃ、売りましょうとい うことだったろうと思うんですよ。それを普通の民間じゃ考えられないですよ、土地を買 う、ほんなら早う買うてくれというのが普通の民間の考え方、だから去年の3月の議会で 決めて、そして6月の議会で話が終わって、そして7月からあなたは事業の説明をされ た。そして、それで私が言ってるのは9月議会で議会が否決したからというのは、それは 理由にならんと私は言いたいですよ。土地を買わんやった理由にならんと。だから、私は 先ほどから言うと、その当時の地権者の方は今でも不満がある方がおいでになるんじゃな いかと言ってるんです。あの方々にとっては、町長が頼みにきたから売りましょうと、言 われたと思いますよ。事業がどうたらこうたらというのは二の次なんですよ、あの方にと っては。それで、その方たちは、それを売った後、自分は今度はこうしようと考えてるわ けです、思いますよ。しかし、そういう計画もなくなってしまう。私が特に町長に言いた いのは、議会が、議会がじゃおかしい、それじゃ議会を納得する努力をされなかったんで す、それだけ。努力をされてないからこそ、昨年6月には否決されてるんじゃないんです か。それを言いたいんです。それでもう一つ、それで今年の監査委員の中でも昨年の12月 20日、土地再生整備計画の第1回変更をしている。その後、今年3月に国庫支出金 5,166万5,000円を使って5,607万4,800円の購入金額で土地を購入してある。約1億 3,000万円の不用額が出ている。このことは監査委員にも指摘されておられましたが、こ ういった不用額が1億3,000万円も出れば、国土交通省への久山町の不信が募るっちゃな いかと、与えるっちゃないかという心配がありますが、それはその点どう考えるか。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) まず1点目ですけど、用地は地権者に説明したから、何ですぐ買わなかったかということなんですけども、これは全ての事業そうですけど、用地と事業が一体なんですよね。用地の予算もらったから、すぐ買ってしまえというわけにはいきません。やっぱり大きな事業なんですから、その事業全体を町民の皆さんにも説明せないかんし、そういう中で議会のほうからそういう反論の声が、途中で何か知らないですけど、最初は議決して、国と協議して、私たちは議決にのっとってゴーしたのに、途中で、いや、だめだという、通常じゃこれはあり得ない議会の議決のあり方じゃないかなと私は思いますけれども、そういう中で、もう予算可決したからなぜ買わなかったか、私たちは事業と用地取得というのは一体型ですから、しかも用地取得というのは、その年内に取得するという形なんですよね。だから、何月までに買わないかんとか、そういうものでは決してないし、またおっしゃるようにそういう御協力をいただいてる地権者の心情も含めながら、地

権者の方にはいましばらくお待ちいただきたい、議会とのそういう状況が続いているので 大変申しわけないけどお待ち願いたいということで御理解は得てまいってますので、一方 で事業のほうをストップされておりながら何で用地を買わなかったか、これはちょっと私 としては返答のしようがないというのが実態でございます。

それから、同じように1億9,000万円ほどの予算を国に申請しておきながら、結果的には6,000万円ほどの執行しかしなかった、これはもうできなかったんですよね。だから、おっしゃるように当然国としては町に対するそういう信頼関係というのは、あるいは少しなくなってる、少し、でも大きいかもしれませんよね。やっぱり普通町がこういう事業をやりたいということで補助申請するわけですから、それを意向をもって国は、じゃ応援しようということで補助金の認定、事業の認定をしていただけるわけですから、それが途中でいろんな外的な要因ですね、例えば地権者が用地をどうしても売ってくれなかったとか、用地の交渉結果できなかったとか、あるいは災害とか、そういう外的要因によって事業が縮小したり中止になるということは、これはあり得ることだと思います。だけど、さっきから言いますように一旦議決でゴーサインを出されて、途中で否決ということは、通常で私はあり得ないことだと思っていますよ。その要因の中で我々は動かざるを得なかったということを御理解いただきたいと思います。

- ○議長(木下康一君) ほかにありませんか。 佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 私は決算書55ページ、企画費、これの23節償還金利子及び割引料、国県支出金精算返納金について1,984万円、これは一般質問でもした項目でございます。幾つかこの決算については、私もちょっとまだ審議が必要だと思うところたくさんあります。特にこれなんですよね。何が言いたいかというと、この1,984万円、昨年12月議会は確かに承認をしましたが、これ決算、もう一回承認するとしたら、町長が今回のこの国交省モデル住宅補助金目的外使用、その再発防止策を具体的に講じることと、国土交通省に対して誠意を持って謝ること、この2つを先にやってからじゃないとこれはだめだと思うんですよね。というのは、こういうことでございます。9月7日の一般質問、あの後、私もまた町長がおっしゃられたこと、いろいろ主張されたこと、もう一回これを調べてみました。国、県に聞いてみました。特に町長がおっしゃったことは、県、国とはモデル住宅を子育ての空間、いわゆる子供、そして親御さんが相集う空間として使用することは県とも協議して、県も了承していた、国も知っているというようなことを言われました。しかし、これ全く違っておりました。というのは、実態はこうです。私が選挙を当選した年ですから、そのときは2月、直接の担当官のその次の担当官と話をしたんですが、確かに町

のほうから電話はあったと。多分町長が就任されてすぐだったと思いますが、担当課長か知りませんけれども、それがおっしゃるには、言うには、レスポアール久山、社会教育施設のそばでそういったモデル住宅、その敷地内でモデル住宅を建ててもいいかということで相談を受けた。いいですよということだった。ですから、社会教育施設レスポアールに親子が集う、そしてその帰りにその敷地内で建ったモデル住宅に親子が集ってわいわい言うこと、これはいいかと、それはいいですよと、じゃ国にも伝えましょうということで国にも伝えた、そういうことはやったと。町長がおっしゃったようなこと、国、県がモデル住宅を親子が集う空間として、これはそれを承認したと。拡大解釈しましょうということを町長ははっきり議会の一般質問でも答えている、そういった状況では全くないわけですよね。こういった状況をどう考えるのか。ですから、これはもう一回町長自身が議会でもまなければいけないということ、それが1点。

そしてもう一つは、町長は国交省に謝りに行かれたと言った。6月に住宅局に行った。 そのことを私、国土交通省の担当課にも連絡をいたしました。もう一回調べてくれと。国 土交通省の担当課には、前の前任者にも聞いて、そういった事実は一切ないということは 確認済みだったと。実は同時進行で、これ情報公開請求という形でそういった情報が存在 するかということを、これ文書で送ってもらうことにしてる。本当は今日間に合うかどう かということだったんですが、間に合わなかったと。それも含めまして、もう一回町長が 言ったことをバックしてこういうふうなことだったけれども、実際もう一回調べてくれ と、偉い方、住宅局の偉い方と会ったことがあるのか、そういったことも含めてもう一回 調べてくれと。9月11日、電話で確認とりました。一切ないですって。というか町長自身 が証明できるんでしたらあれですけども、町長にも同じように、私、情報請求してます ね。そういった国交省に行って謝ったことがわかるような文書資料、例えば町長の公務日 程表でもよかったですよ、チケットの、今どうですかね、飛行機を私乗りなれてませんか ら、領収証とかあるんですかね、チケットの切れ端ですか、そういった東京へ行ったこと がわかるようなものを含めての一切の文書資料、そういうことを窓口の方には言ったんで すけど、それでも開示できなかった、情報なしということで。これは一体どういうことな のか、それをちょっと私はお伺いしたい。そういった意味で、やっぱりこれはやるべきこ とをやってからやらないかんと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 木子里の件につきましては、いろいろ議員がおっしゃってますけど、 社会教育どうのこうのとか、とにかくこの事業については、きちっと県を通して国の事業 の中で申請して、国の検査を受けて、その事業というのは適正に終了してるんですよね。

今回、会計検査院がその事業の検査をされたときに、事業について云々は一切検査院からの指摘は受けておりません。ただ、その後の利用についてが、補助金の運用と趣旨と約款、違ってるんじゃないかということで、その部分が指摘された。だから、それについて会計検査院のほうから我々のほうにも指摘、意見が出されたし、また国交省にも会計検査院のほうから指摘を受けて、我々もそれに従ったし、国交省もそれに従われたという関係ですから、それで、もう終了してるわけですから、また議会についてもきちっと12月議会において会計検査院の検査の経緯報告、経過について、また結果についても報告をしたし、その責任所在を明確にするために議会に私と副町長の処分をお願いし、議決をいただいてるわけです。だから、佐伯議員から事業の内容についてどうこうというのは、それはもうないと思います。当然それがあるなら、それは国交省が私どもに当然指摘されることであって、佐伯議員がいろいろ調査しどうのこうのという、それは一切もう事業としては適正に私としては終了したと思ってます。

それから、2点目の謝りに言った証明とか、これは出すということはあり得ない。おっしゃってるように私はちゃんとしかるべき、あなたに言われて行ってるんじゃないですよ、やっぱり御迷惑かけてるから、しかるべき上司の方にお会いして、これは私の政務活動の一環ですから、それを証明する書類とかね、恐らく情報公開ってあなたすぐおっしゃるけど、情報公開というのは公文書なんですよ。よくそれを御理解していただきたいと思います。

- ○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 重要なことを聞いてるんですが、ちょっと答えてくれてませんねえ。 要は町長の言っとった正当性が、これ崩れたわけですよね。ですから、責任とれとかそういうことやない。でも、実際これははっきり言って不祥事です。これは人がやめないかんような状況、町長が進退にかかわる、本当はそういう状況なんですよね。でも、それはいいです、もうとにかくちゃんとやるべきことをやってほしいというのが今回の趣旨なんですよね。ただ、それだけ言いたいんですけど、お話聞きよったら、どんどん突っ込みどころが出てきて、ちょっと困ってしまうというような状況でございます。順番にいかないといけないので、ちょっとまずこっちからいきますが、町長はもう責任とったとおっしゃってました、昨年12月議会、町長、副町長の減給処分出ました。町長が14万8,114円の減額、副町長が6万873円の減額、しかしこれ国交省の1,984万円のこの不祥事に見合いますかね。会計検査院のことはちょっともう置いときます。要は国交省、相手のほうです、要は迷惑をかけた国交省のことがちょっと出てこないというか、やっぱりここは誠意を示さなければいけないんですけれども、町長自身が電話一本かけてない。仮に昨年6月に町長

が行かれたと、国交省に行ったということ、これ百歩譲ってそういうことがあったとして も、それ以来電話一本かけてないんですよ。これ、国交省の心証悪いでしょう。そして、 これ関連しますから言いますが、その1,984万円が今回返還となった。それによって決算 もバランスが崩れてると思うんですよ。今回は43億5,100万円でしたっけね、対前年度比 74%ということで26%の減額、これはその理由としまして、土地開発公社の解散に伴う公 社債ですか、それが大きな要因というふうに決算書には書いてあると会計決算院もおっし やってましたが、それだけが要因じゃないと思います。その1,984万円を減額すること で、どういったしわ寄せが来たか、そういった説明も私聞きたかったんですが、各担当課 に、どっかに来てるはずなんですよ。そういった検証がまずなされてない。それが今回私 が承認できない要因でございます。ですから、ちょっとさっきから町長は情報公開請求と いうのを軽く何かおっしゃってる、これは本当に私はゆゆしきことやと思うんですよね。 今回の件は不祥事だということを国土交通省の担当課、それは認めてます。というか不祥 事でしょうかと言ったら、これ不祥事でしょうと。町長はこれを不祥事と思ってませんよ と言うたら絶句してましたよ。そこら辺で、ちょっとこれ、かなりずれがある。ですか ら、町長が謝りに行ってない。ひょっとしたら、もう終わったことと思って行ってないの かもしれませんが、相手の国交省は、多分かなりこれいらいらしてますよ、はらわた煮え くり返ってると思います。こうなったら、今後久山町の補助金どうなります。それを考え たら、ここは町長が誠意を持って足を運ばないかん。ですから、今回この決算、これこれ だけ減額あったの、ちょっと私はどこが、どこの数字がどうだというの、残念ながら私は 指摘できません。指摘せれって言ったら、私、ちょっと返答に困るんですが、しわ寄せ来 てるはずなんですよ。それが今後続くんじゃないかと思うんです。だから、これを少しで も軽減する上で、私はさっき言いよりましたように、まず国交省に対して誠意を見せなき やいけない。そして、これは不祥事です。ですから、具体的に文書でこれはまとめなきや いけません。できたら、その文書も一緒に持って国交省に町長が行かなければ私はいかん と思うんですよ。それも含めて、町長、これはやらないかん、そういうふうに私は言いま す。どうでしょうか。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 国交省との関係は、幾ら言ってもあれなんでしょうけど、良好に私たちは国の職員の方とお話を進めさせていただいてますし、もちろんそういう事業が全て終わった中で、私はむしろ佐伯議員のいろんな情報公開請求、それはもう当然それが悪いとかなんとか言いませんけど、むしろそちらのほうが僕は心証を害することもあり得るんじゃないかなと思ってますよ、個人的にはね。だから、後の対処については、きちんと私た

ちもやってるわけですから、佐伯議員がおっしゃるようなことについては、全てを包括して、私も行きましたけれども、またいろいろ国土交通省にはいろんなところでお世話になるわけですから、そういう形でまたこれからもお付き合いをさせていただきたいと思っています。

- ○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 何と言っていいか。議会に対しての説明がまるで違ってたことに対し ては全然言及しませんでしたね。そういったことに対しての責任は私今とりたくないけれ ども、こういったことというのは、私はトップとして本当にいいのかなと思いますよ。御 自分で議事録見たことあります。今まで御自身がやったことも含めて発言したの見たこと あります。私は今回これを一般質問に当たって全部見たんですよ。そういう中で町長の発 言が食い違ってる。ここで発言しなければいけないことをしてない。そういうのが顕著に 見られるんですよ。そして、今回の件は、これは不祥事ですよ。それ、文書も1枚、A4 の紙1枚も残さんでどうするんですか。この1,984万円、私一般質問しましたよね。こ れ、ほかに例がないんですよ、こういった不当転用というか、もう目的外使用という言い 方しておりますが。ですから、これは町長やらないかん、そうせんと、町長の感覚だけで 国交省に行って具体的なデータを私どもに示さないと、これは事態が悪化してても全然 我々見えない。で、あっと気がついたら、もう久山町、財政、首が回らんごとなっとった という状態に私はなると思うんですよ。ですから、これは、絶対にこれはデータとして出 さないかん。データは、これ軽視してはいけない。ですから、やることをやってくださ い。やることは何かといったら、今まで町長の発言が違ってたと、私が情報公開請求で立 証して、データをもって町長に示して、町長の発言が変わった、そういったことについて 全部答えないかんとですよ。それ、答えられんやったらアウトなんです。これは本当にも う進退考えないかん。でも、そこは言いたくない。ですから、はっきり言って再発防止策 は講じてください。このままいったら、またやりますよ。国交省には誠意を持って謝るこ と、その点を最後に言いたいと思います。どうでしょうか。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 私の一般質問とのやりとりの中、それから詳細については委員会等でこの事業についてはきちっと時間を追っての経緯をきちっと説明しています。その中で今おっしゃるように誤ったことは一切ないと私は思ってます。だから、もちろん再発防止、これは特に今回は不祥事、不祥事ということ、私が不祥事でないというのは、要は言葉の意味ですよ、不祥事の。要するに不正行為を働いてる、悪意があってやったわけではない。私たちとしてはきちっと国の補助事業の指針に沿って7年間モデルという住宅という

ものを活用しなさいということですから、再三言いますようにきちっとそこではそういう お尋ねいただいたのであればそこできちっと案内もするし、説明のパンフレットも備えて おったわけですから、ただ会計検査院の解釈の仕方は違ってた、やっぱり専用にしてるじ やないかということで御指摘を受けて、これには、もう従わざるを得なかったという、だ から一般的に言う不祥事とは相手をだます、もともとわかっていながら相手をだますとい うような行為を不祥事という言葉で言うから、私は不祥事じゃないと、決していいことで はないですよ、失敗だったと私は思ってます。そういう中でやってるから、再発、特に今 度の場合は会計処理のミスとか、そういうことじゃない。やっぱり私自身の判断が甘かっ たということですから、私自身も十分反省するし、職員についても補助事業全般にかかわ らずきちっとした運用するようにする、会議の中でも通達したし、そういう形で再発がな いように、今後これからも職員には随時の形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長(木下康一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

佐伯勝宣議員。

○6番(佐伯勝宣君) 私は平成26年度一般会計決算に反対いたします。各項目を見ますと、 観光交流センター事業、国交省への精算返納金とそれに関係する子育で支援センター、地 域子育で支援拠点事業等々、検証が必要な項目が並んでおります。いずれも賛成できませ ん。特に国交省への精算返納金の検証と、それにかかわる子育で支援センター事業をチェ ックする必要があります。今回、決算審査意見書、これ3ページに補助金目的外使用につ いてのこれはコメントがございます。補助金の当初の目的には問題はなかったものの、そ ういった言い回しですが、これは最近さまざまな矛盾が明らかになってまいりました。議 会初日、この文言を読み上げる際、監査委員は問題はなかったと思われますと、そういう ふうに実際に書かれた文言とは違う言い回しをされました。この問題に対し監査委員とし で断言できる自信がなかった、あるいは監査を進める上で見落としていた点があったた め、あのような自信のない報告となった、私はそういうふうに捉えております。対前年度 比74%と大きく落ち込んだことも、私は土地開発公社の解散に伴うものだけではないと考 えます。補助金目的外使用のしわ寄せが来ているものと見ております。議会としてさらに 検証する必要があるのではないでしょうか。この補助金目的外使用に関して町長は早急に 再発防止策を作成し、国土交通省にしかるべき形で誠意を示すことを求めまして私の反対 討論といたします。

○議長(木下康一君) 佐伯議員、ただいま監査委員の自信のなさというのは、これは不適切 な発言でございますので

(6番佐伯勝宣君「ああ、そうですか」と呼ぶ)

はい、報告は後で調査してから議長のほうで訂正をさせていただきたいと思っています。これはもう、これはもう監査委員に対して非常に失礼な文言になりますので。

では次に、ほかにありませんか。

(6番佐伯勝宣君「ああ、ちょっとこれは、ああ、いいですよ」と呼ぶ)

有田行彦議員。

- ○1番(有田行彦君) 反対討論ですが、いいですか。
- ○議長(木下康一君) 済みません、間違えました。

次に、原案に賛成の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) ただいま町長から私の質問に対してお答えいただきましたけれども、どうしても納得いかない。それは何かというと、昨年の3月議会で議会が可決した、可決したと言う。可決してるから土地は購入していいんですよ。そのあなたが地権者の6名の方と話し合いされて、6月、話し合いされて、そこで決まった。それは、民間で言うところの停止条件つきの売買じゃないんですよ。あなたが初めて町民の皆さんに道の駅云々かんぬんの事業を説明されたのは去年の7月16日からなんですよ。そして、9月の議会で我々が修正案を出した。それまでの間、6カ月間待ってるんです。そして、しかも結果的には、その6名外の方の土地を購入されたと。私はこういう話を聞かれると地権者には不満があると思いますよ、それとか不信があったろうと思います。それは、議会が、議会がと言われると、私は今度は議員として不満があります。やはり町長は、私たちは地権者に話に行ったんじゃないんですから、やはり町長が誠意を持ってその地権者の方に不満を残さんようにされたのかどうか私が心配なんです。それをやられたのが今年の3月だったということを聞いたから、なおその6名の地権者の方に今年の3月に説明された。だから、私はこれが非常に不満です。というのは、やはり地権者に大いに不満と不信を与えたと思っておりますが、そういう意味からしても、今後は絶対さきの議員の話じゃありません

が、絶対こういうことのないように進めていただきたい。しかも、議会が、議会がじゃなくて、自分自身がでやっていただきたい。

以上です。

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。本田光議員。
- ○8番(本田 光君) 議案第40号平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対 討論を行います。

安倍内閣のもとで消費税増税、この増税は日本経済に深刻な影響を与えております。再 来年、消費税も10%への増税方針を打ち出しています。社会保障のためにといって消費税 を8兆円も増税しながら、社会保障の自然増削減などを復活し、介護、年金、生活保護な どを切り詰めています。国は財政が大変と言いながら285兆円ものの内部留保があるのに 大企業には2年間で1.6兆円も大減税を行おうとしています。地方の衰退を加速するアベ ノミクスから真の地方再生の転換が強く求められています。暮らしが大変なときだからこ そ、自治体が安倍政権の社会保障削減、暮らし圧迫のしわ寄せをそのまま持ち込み住民に 負担を強いるのか、住民を守る防波堤としての本来の役割を果たすのかが鋭く問われてお ります。平成26年度久山町当初予算には、これまでの一般質問でも行ってきた道の駅・食 のひろば計画は中止し、上久原地区整備事業の土地区画整理事業の完全完成やコミュニテ ィバス、公共交通の充実あるいはまたごみ袋代の値下げや中学校給食の実現、子ども医療 費の対象年齢拡大なども述べていましたが、また平成26年度久山町一般会計補正予算(第 2号) に対する修正案、食のひろば、観光費の土地購入費6,857万8,000円の修正動議は可 決、そしてさらに本年3月議会で26年度久山町一般会計補正予算(第5号)の修正案 5,790万円の削減は可決、27年度一般会計予算修正案3,997万円の減額についても、26年度 町一般会計予算案と関連するものだとして修正案は可決しております。私は9月7日の一 般質問で多くの町民がこの事業に疑問を抱き、議会も予算修正案をたびたび可決してるの に、町長は25年度予算を26年度へ繰り越し、この予算は議会で承認されてるから執行し た。これは一般質問で言いましたように町執行部が議会軽視、すなわち便宜的に、意図的 に解釈変更によって作られたものではないかという質問をいたしました。町民無視も甚だ しい、議会軽視も甚だしいと。一方、26年度歳入歳出決算検証でも指摘されていますよう に、平成20年度、町のいわゆる長期住宅モデル事業、地域材を活用した展示住宅、子育て 支援センターに目的外使用した1,984万4,371円を国庫へ返還、これは久山町に禍根を残す ものとなりました。したがって、本予算の歳出、いわゆる款項目を見ますと、民生費や衛生費、農林水産費、土木費、教育事業費の個別的なものには賛成できる点があります。しかし、総合的に見て国の歳出削減方向に沿った内容の決算で賛成できません。自治体の仕事は、住民の暮らし、福祉、そしてそうした安全、地域を守ることが基本であり、住民の目線に立った施策と財政強化の確立が強く求められております。

以上において反対討論といたします。

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

日程第15、議案第40号平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長(木下康一君) 起立少数であります。したがって、本案は認定しないことに決定しま した。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第16 議案第41号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

○議長(木下康一君) 日程第16、議案第41号平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第16、議案第41号平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

## [起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること に決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第17 議案第42号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

○議長(木下康一君) 日程第17、議案第42号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第17、議案第42号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること に決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第18 議案第43号 平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(木下康一君) 日程第18、議案第43号平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第18、議案第43号平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること に決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第19 議案第44号 平成26年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長(木下康一君) 日程第19、議案第44号平成26年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

日程第19、議案第44号平成26年度久山町水道事業会計決算認定について、本案に賛成の 方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり認定すること に決定いたしました。

ここでしばらく休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

休憩に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(木下康一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第20 議案第45号 平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(木下康一君) 日程第20、議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)

を議題といたします。

本案に対し質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○1番(有田行彦君) ページ31ページ、10款教育費、4目久山町立幼稚園建設費についてお 尋ねいたします。

これは一般質問のときにもお話ししましたけれども、重なってというような形になりますけれども、私、先日ソフトバレー大会のとき、山田小学校であったもんですから、建設予定地まで私の自宅から歩いて行きました。大人の足で50分ぐらいかかったんですが、これはとても園児の足で統合幼稚園まで歩くのは到底無理な話、送迎バスは必要であろうとつくづく感じました、特に久原側の車を持たない保護者にとっては。また、保育料についても現状のままかとの問い、以前、町長は郡内に合わせると言われたが、5,000円のままなのですかとかという問いがあっておりますが、この点どうなんでしょうか。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 新しい統合幼稚園が開園した暁には、今おっしゃってるような、特に 久原側の皆さんで車等の送迎ができない方ですね、これについては、何らかのそういう交 通手段は確保せんと、ただそれは送迎バスでやるのか、今の久原幼稚園に直接おいでにな ってる方たちの状況をサポートするような形で交通手段を確保していきたいなと思ってい ます。全体の通園バスみたいになると、これは利用者数にもよりますけど、この辺がまた 個人の受益者負担等の問題もありますので、そういう実態をよく調査しながら、どのよう な形をとるかということは検討していきたいと思っています。

それから、基本的には私は町内の今現在のイコバスを活用できないかなと、そういう専用として、その時間帯に、そういうふうに考えを持っていますけれども、今言いましたように、まだ今の段階では確定したものはまだ決めておりませんので、いずれにしてもそういう不便になった分をサポートできるような形を考えていきたいと思っています。

それから、保育料の値上げに関係してですけれども、これは今の段階ではそういうこと は検討しておりません。

- ○議長(木下康一君) 有田行彦君。
- ○1番(有田行彦君) じゃ、保育料は5,000円のままということのほうが強いということでしょう。今議会での補正予算で新設される子供のための教育負担金、届け出保育施設運営補助金ができるということは、本当にこれはすばらしいことだと思っておりますが、実はこのことによって私立幼稚園や私立保育園にやる子供が増えて、特に久原側は増えてくるんじゃないかなということもちょっと考えておるわけでございます。それはなぜかという

と、今年の久原幼稚園の卒園児は21名、久原小学校入学児は63名、こういった矛盾したような数字があるというのが納得いかないような数字があるということについて、町長は何か原因究明とか、そういう調査とかはされましたか。その点、ちょっとお尋ねします。

- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今の幼稚園の園児数との比較でしょうか。
- ○議長(木下康一君) 有田君。
- ○1番(有田行彦君) いや、幼稚園児が大体一昔前だと、幼稚園の卒園児がそのまま久原小学校入学してますよね。私たち記憶があるところは、一昔前、しかし今年は久原幼稚園が21名で卒園児が21名で久原小学校が入学児が63名。あえて言うならば久原幼稚園にやらんで、ほかの幼稚園、私立幼稚園とか保育所とか、そういうところへやる家庭が増えてきてるんじゃないかと推測するわけですね。そうすると、先ほどから言いますように山田に統合幼稚園ができれば、久原側は特に不便になるから、またそういうふうな子供たちが増えるんじゃないかと。そうなると、統合幼稚園に定員割れやら起こす可能性もあるという意味からしてお尋ねしました。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 久原小学校の場合でおっしゃったんですね。久原幼稚園の園児数イコール小学校の人数にはならないですよね、今、特に杜の郷とか町内も幾つか保育所がありますので、その園児たちを含めると、小学校の入学児に近いものになってるんじゃないかなと思います。ただ、町内だけやなくて、お隣の篠栗町とか私立の幼稚園に通わせてある方もおると思いますけれども、久原幼稚園の数が半分近くという、恐らくそれぞれ皆さん事情によって幼稚園に行かせる方と保育園に預ける方とおられるので。ただ、議員がおっしゃってるように、統合幼稚園の場所が遠くなるということもあるかもしれませんけれども、むしろ私立にやってある方の事情は、どちらかといえば預かり保育があるなしというのもまた大きな要因であるようですので、今回の今度の統合幼稚園については、そういう預かり保育という機能も持たせたいと思ってますので、早くそういうのを町民の方にも知らせておく必要があるかなと思っています。
- ○議長(木下康一君) 有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) 6月議会での私の質問に対して、実施計画ができれば保護者に説明したいというようなことをおっしゃってましたので、できるだけ早くひとつ保護者によく説明していただきたい。そして、不安を振り払うようにしていただきたいと思います。以上。
- ○議長(木下康一君) ほかに。

阿部賢一議員。

○5番(阿部賢一君) 私も意見として参考にしていただきたいなと思って質問させていただきます。

先ほど幼稚園の、私は……。

○議長(木下康一君) ちょっと待ってください。ちょっとお待ちください。

じゃ、済みません、会議規則によりまして修正案にはできないということでございます ので、御理解していただきたい。

ほかにないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

本案に対しては、松本世頭議員外3人からお手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

松本世頭議員。

○9番(松本世頭君) 議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)に対する修 正動議の趣旨説明をいたします。

平成27年5月8日、第1回議会報告会を開催したところ、130名の町民の参加を得ました。その中でも多くの町民の皆様方から観光交流センターの修正案に対して賛同の発言がありました。その後、町民各位より今後観光交流センターについてはぜひ廃案にしてほしいとの激励の電話等もあっております。また、8月に行われたまちづくり座談会においては、観光交流センターについての町民の反応は薄く、地元においても反対の声もあり、積極的な発言や提言はなかった。平成27年度、本町が予定してある主要な投資的事業は、観光交流センターを含めて7つの大事業を計画いたし、その事業は学校施設大規模改修事業、久保橋建設事業、首羅山整備事業、総合運動公園整備事業、草場地区再開発事業、幼稚園建設事業などであります。町長も3月議会で申されているように、町の財政面にとっては負担が多い事業で、当面財政調整基金を取り崩しての予算編成でいくとのことを申されておりました。さらに、今後久山中学校給食の実施、各学校にエアコン設置等の環境整備を図らねばならないので、財政を圧迫するのは必至であります。さきの見通しのきかない観光交流センター事業については、多くの町民の皆様に不安、不信がある。したがって、観光交流センターの事業については私たちは認めるわけにはいかないことを申し上げ、修正案の趣旨説明を終わります。

○議長(木下康一君) これより修正案に対する質疑を行います。

修正案について、原案の提出者または修正案の提出者に対し質疑のある方はお受けいたします。

阿部文俊議員。

○3番(阿部文俊君) 今の提出に伴いまして、私はこの修正案に対する質疑をさせていただ きます。

平成25年9月時に計画策定され、会社設立にも現在観光交流センターの議案に修正を行なった議員数名がおられました。その方も賛成された前回の9月の議会で、そのとき同じようにOBの議員さんも一緒に賛成されたと思います。その予算の議決に基づき、平成25年3月に観光交流センター事業の計画の全体事業費等の説明を聞いた上で平成26年度の実施に予算1億9,379万8,000円の予算について議決が行われ、平成26年3月に土地の購入が実施されました。本来、このような流れで進み、議員の中で賛成、反対はあったと思いますが、議会の議決がされたわけです。それは果たすことは、我々議員の義務だと考えます。その義務を果たすために事業の内容等について執行部に対し久山町の活性化につながるような改正等の提案を行っていくことが事業を白紙に戻したりもとに戻す、そのような議論が今行われている状況ではないかと考えます。したがって、私は十分な検討を重ね、この観光センター事業に賛成したわけです。そのため、賛成したこの果たす役割は、この事業を……。

- ○議長(木下康一君) 阿部文俊議員、これ、言いましたように修正案について、原案の提出 者または修正案の提出者に対し質疑を受けとることになります。ちょっと聞きよりました ら、討論的なふうに聞こえますので注意をいたします。続けてください。
- ○3番(阿部文俊君) 済みませんでした。そういう中で、この議決というものを大事にして いただきたいということで、今度、何度も私も言いますけども、3月議会の議決の重みを どう考えてあるのか教えていただきたいと思います。
- ○議長(木下康一君) ちょっと私のほうで言いましょう。今回出されました修正案に対しての質疑でございます。ですから、今回出されましたことの4,406万円のこの修正が出てますので、この修正案に対する質疑ですので、ちょっと今のところ、前の25年3月にはちょっと当てはまりませんので、訂正をお願いしたいと思います。

では、発言を許します。

○3番(阿部文俊君) 今、修正案のことで、今回も今までたびたび上がってきていましたので、私は、この修正案が今後出ることによって議員の私たちはどうしたらいいかわからない、何のための3月の議決であったかわかりませんので、そういう面で私は心配しておるわけでございます。今後ともこういうことがないようにやっていかなければならないと思

いますので。

○議長(木下康一君) ちょっと今さっき注意しましたように、ちょっと今回先ほどから言ってますこの今回出されたこれに対する質疑ですので、これにのっとってやっていただき、もうなければ、もう。

(8番本田 光君「ちょっと訂正してもらってもいいでしょうか」と呼ぶ)

- ○3番(阿部文俊君) 後でまたもう一度。
- ○議長(木下康一君) いや、言ってもらわんごと、質疑はもうあれしませんので。

(8番本田 光君「訂正、訂正してもらっておかんと」と呼ぶ)

- ○3番(阿部文俊君) また、とりあえず今回のあれはちょっと引き下げておきます。またちょっとまた手を挙げて言います。
- ○議長(木下康一君) 再々申し上げますように、原案に対する提案者とか修正案の提案者で すから、ちょっとそこのところを。ちょっとしばらく、ちょっと休憩いたします。 ちょっと暫時休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午前11時37分 再開 午前11時45分

~~~~~~ () ~~~~~~~

- ○議長(木下康一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 阿部文俊議員。
- ○3番(阿部文俊君) どうも済みませんでした。私も理解していたつもりでございますが、 先ほど、本来ならば討論でするのが当然だと思いますけども、質疑のところでこういうふ うな時間をかけましてから誠に申しわけございませんでした。その件に関しましては削除 お願いいたします。

ということで、私は後で議案に対する賛成討論のほうでもう一度説明させていただきた いと思います。

以上です。

- ○議長(木下康一君) ほかに質疑のある方はお受けいたします。 山野久生議員。
- ○2番(山野久生君) 質疑させていただきます。先ほど松本議員さんのほうから多くの町民の方ですかね、賛成があったということでし

たが、私としては本年1月から町民、生産の代表のメンバーに含まれる調査研究が実施された猪野・山ノ神地区整備研究会において、この地区には拠点となる施設が必要という報告がありました。また、8月から行われたまちづくり座談会では、この事業に賛成の意見は私としては多く出されたように思いますが、地区においても農業や商業にかかわる方々の賛成の御意見が私には強く入ってきております。この状況を踏まえ、今後農業振興、商業振興ですか、それを松本議員はどのようにお考えなのかちょっとお伺いしたいんですけど。

- ○議長(木下康一君) 松本議員。
- ○9番(松本世頭君) ちょっと私の趣旨説明とずれているような感じいたしますけども、まず多くの町民の方は賛成をいたしておいでるということを申されましたけれども、実はあなたの講演会とかだって反対してあるやないですか。

(「議長今の発言は」と呼ぶ者あり)

待て。

- ○議長(木下康一君) 松本議員、待てとは失礼です。
- ○9番(松本世頭君) はいはい、じゃ訂正します。訂正します。
- ○議長(木下康一君) 本会議場ですので、言葉には注意をしてください。
- ○9番(松本世頭君) そういうことで、あなたの周りの方にはそういうことが、賛成者の方 がおられると思いますけども、正直言って上久原の農業者の方、下山田の農業者の方、実 際一生懸命やってる農業者の方はみんな反対してあるんですよ、正直言って。申し上げま すと、なのみの里ですよ、なのみの里のいきさつをちょっと話させてもらってようござい ますかね。サンレイクかすやのところに昔、道の駅を造ろうというですね、独自の発案が あったんですけども、それでは粕屋町の農産物だけじゃ間に合わないということで粕屋、 篠栗、久山町の農産物を、旧名ですよ、JAプラザふれあいで売りましょうということ で、粕屋、久山、篠栗が各500万円ずつ出してなのみの里を造りましょうという案が浮上 しまして、それで実質出された町は粕屋町だけだったですよ。それはどうあれ、とにかく どの町においても、どの糟屋郡内の町の町長さんに聞かれても、町単独で道の駅をやって いくというのは、どだい無理なんですよ。町長も申されますじゃないですか、農産物は当 面足らなかったら多町からでも云々かんぬんと言われますよね。そういうことなんです よ。だから、私は町民の方は、まず猪野でも最初のまちづくり懇談会のとき、ああ、言う てくれえ、感謝しますと言ってあった方が、今は現在反対してあるんですよ。だから、あ なたの賛同者の方と私の賛同者の方、相入れんところはありましょうけども、そこら辺は また見解の違いと私は思います。

それから、まちづくりの活性化の件、今、ちらっと申されましたけれど、じゃ農地はどうするんかということであったら、例えば高齢者は、もう管理できんと言ったら、例えば町長もよう言われます、法人等は、何か皆さんとか言ってありますね、そういうところで、例えば四季折々の、例えば猪野は桜、あのところは、もう農地荒廃してどうもこうもならんから、一括して集めてきてコスモスを植えるとか、それから例えば観光農園とかいろいろな指導をしながら農地を守っていく方法もいろんな活性化がありますので、まずはもう少し皆様方知恵を出し合って、例えばもし……。

- ○議長(木下康一君) 松本議員、簡潔に。
- ○9番(松本世頭君) はい、わかりました。
- ○議長(木下康一君) 修正、あれですから。
- ○9番(松本世頭君) はい、わかりました。例えばまちづくりの一環として今、仏舎利塔のところに200万円で第三者に管理委託されてありますよね。ああいうところも、例えば管理に200万円で今、一生懸命管理してあると思います。ただ、その200万円の一部、30万円でもいい、50万円でもいい、そのお金を使って例えば公有林を植えるとかすることによって、C&Cから見る、温泉から見る光景が変わっていくと、そしてましてやフォレストロード……。
- ○議長(木下康一君) ちょっともう趣旨がその、ちょっとずれてきてます。

議員各位に注意をいたします。修正案に対する減額の分ですから、はっきりそこを指摘、ちょっと質疑、また答弁のほうもずれてきてますので、簡潔にお願いしたいと思います。

ありますか、次。

- ○2番(山野久生君) 終わります。
- ○議長(木下康一君) ほかに。

阿部哲議員。

○7番(阿部 哲君) 私は町長と修正案提案者へ質問いたします。

まず最初に、町長のほうへ質問をお願いいたします。

この観光交流センターは平成25年度から事業実施されてきました。平成26年9月議会、 平成27年3月議会から今回9月議会まで3度目の修正案となり、可決となった場合、補助 事業の中止、そして補助金の返納となり、県、国への信頼性が本当に大きく失墜となって きます。また、それが大きな問題となり、今後の町の活性化対応、それからあらゆる補助 金事業に対するいろんなことでの問題に出てこうと思います。そういうことに対して町長 はどう考えますか。

- ○議長(木下康一君) ちょっと待ってください。阿部議員、原案者と修正、2人言われましたので、修正案のほうも言ってください、この前、打ち合わせしましたとおりに。
- ○7番(阿部 哲君) それでは次に、修正案提案者に質問したいと思います。

ただいま趣旨説明がありましたが、この観光交流センター事業は平成25年度から首羅山遺跡の保全整備、農業、商工観光の振興を図る拠点づくりです。そしてまた、町の活性化事業の町長で言う骨格的な位置づけで町長が進められている事業です。今回の修正案は昨年9月議会から3度目の提案で、1年間、もう事業はストップしたままの状況でございます。町民に対して大きな損害と迷惑をかけている現状を考えると、なぜ町長が進める事業を反対という形で町長不信任ではなく修正案か質問をします。また、これは町の大きな決断でありますので、4名の方、提案者それぞれに回答を願います。

以上です。

- ○議長(木下康一君) まず、町長から。
- ○町長(久芳菊司君) この観光交流センター事業は、先ほどもいろいろお話があってました ように、人をつのる楽しむ行楽の場所とか、人を寄せる場所を造るのが目的じゃないんで すよね、それだけじゃないんです。いかに人を多く寄せて、それによってそこに町に産業 を興したり、あるいは町民の雇用を作ったり、そういう大きな目的の中で私は計画を進め ようとした事業なんですけれども、今質問にありましたこの事業が予算が執行できないと いうことになれば、もう廃止という、国のほうに中止の申請というか、を出さなくてはな りませんけれども、その影響というのは、私はものすごく大きいと思います、今回の場合 は。というのは、先ほどもちょっと言いましたように、町の議会が議決されたものについ てスタートしたこの事業が、第三者の原因によってこの事業ができなくなりましたという なら、まだまだ国も理解ができるだろうと思いますけれども、執行部と町の中での議会の 議決が途中で残念ながら変わったんですけども、そういう要因というのは、恐らく私はあ り得ないということを恐らく国交省のほうも思われよる。だから、そういう意味では、僕 は町の信用というのは、恐らく失墜することは、もう防げないんじゃないかなと思います ので、再三にわたり予算を計上してきたというところでございますので、そういうことは 十分私としても非常に残念に思っています。
- ○議長(木下康一君) 次に、修正案の提出者。では、本田光議員。
- ○8番(本田 光君) ただいま阿部哲議員からいろいろ平成25年から26年、そして27年3月、3度目の修正案の可決ということをおっしゃったんですが、町民はこれに対して迷惑をかけるというような発言がありましたけど、結果的に当初から町がこの計画を立てて出

してきた内容、これが非常に小出しに出されたり、あるいはまた実際出されとる数字が昨年ですね、まちづくり懇談会等あたりでも出された資料等あたりを見て事実関係と異なることがあったと。やはりこういうことが非常に町民に対する誤解を招くということがあったんじゃないかというふうに考えます。こうしたことを検証あるいはまた精査、そして議会が本当に執行されとる予算が町民側に向いてるかどうかということを精査、検証するのが我々議会議員が置かれた立ち位置じゃないかというふうに考えます。したがって、そうしたことの中での修正案です。ですから、この修正案は、あくまでも町民の人たちが間違った方向は正してもらいたいという立場から提案をさせてもらってるものでありまして、発言者の一人として発言します。

- ○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) では、この件は、私、昨年の3月議会、その後2回否決をした議員の中では、唯一私はあのとき賛成に回った議員でございます。私の賛成によりまして5対4、1票差でこの事業が動き出したということでございます。なぜ私がその後反対に回ったか、まずその前に、私がなぜ賛成をしたかということでございます。それは、先ほど2番議員もおっしゃったように、賛成の方もおられるというふうなこと。
- ○議長(木下康一君) 佐伯議員、阿部哲議員の、簡潔に。
- ○6番(佐伯勝宣君) 簡潔はいいですよ、はい。
- ○議長(木下康一君) お願いします。
- ○6番(佐伯勝宣君) まず、どうしましょうか、なぜ反対に回ったかといいますと、その後、私が賛成した後、町執行部のやり方が、ちょっとこれは賛成した当初と違ってきた。 独断専行になってきた。当初の最初に決めたことから離れてきたわけですよね。ですから、そういう中で、あれ、おかしいぞというふうな状況がかなり進んできた。その後、 県、国との関係、これが実際に我々から聞いていることと違うような状況になった。
- ○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員、再度注意しますけど、内容がずれてきてます。
- ○6番(佐伯勝宣君) ああ、そうですか。
- ○議長(木下康一君) はい。議事進行に関係ないと認めますので。
- ○6番(佐伯勝宣君) はい。じゃ、どうしましょうか。
- ○議長(木下康一君) 答えられたことに対して、その案件に対して答えていただいたらと思います。ですから、あなたの賛成回った、反対どうこうは、今回の修正動議の内容には関係ありませんので。
- ○6番(佐伯勝宣君) じゃ、どう答えたらいいんでしょうか。
- ○議長(木下康一君) もう答えなければ、私は、もうそこでやめていただきたいと思いま

す。

- ○6番(佐伯勝宣君) いいです、はい。
- ○議長(木下康一君) 阿部哲議員。
- ○7番(阿部 哲君) ほかの。
- ○議長(木下康一君) これは、強制はすることできませんので、修正案の提出されればよご ざいますので、次、2回目の質問があれば。

阿部哲議員。

- ○7番(阿部 哲君) 本当に残念でございます。やっぱり出されたからには、それなりの意見を言ってほしいと思います。町長のほうに、今、いろんな形で観光交流センター事業の提案の仕方が悪いとか、いろいろ内容が変わってきてるということ、これについては、いろんな形で執行部側は補助金の有効なものとか、いろいろな形でされてると私は思いますが、町長、その辺どう考えてあるんですか、どうでしょうか。
- ○議長(木下康一君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) よく執行部が当初からの説明と数字がころころ変わってきたということは言われてます。私もどういうことかなと思って確認したんですけども、数字が変わってきたのはこういうことです。当初道の駅と一体型でしていく中で、県の分は県の分で最初は2億円ぐらいの県の事業道の駅で、町の分が8億円ぐらいの事業、最初に、その中で議員さんも町の持ち出しが8億円というのは大きいじゃないかということを思われたと思いますが、それから町としてはできるだけ町分は減らして、県の道の駅の負担分の駐車場なんかエリアを増やすとかということによって町の事業を全体で6億円近くに落として、町のその中の補助金を引くと町の事業としては4億円という形で次に変わったと思います。だから、数字が変わってきたというのは当然のことですけど、執行部としては町の負担をできるだけ少なくするという努力をした結果であり、計画をころころ指摘のたんびに変えたということじゃないということなんですよ。だから、数字がだんだんその数字は減ってきたと思います、町の持ち出しの分が、最終的に町の持ち出しは4億円という形で町民説明会にも出したと思いますけれども、そういう形で数字が変わったというのは、今言ったように町の持ち出しの事業を少なくして国、県の助成金をできるだけ増やそう、そういう形で変わってきたというところだと私は解釈してます。
- ○議長(木下康一君) 阿部哲議員。
- ○7番(阿部 哲君) 修正案提出者のほうに質問いたします。

先ほどから言ってますが、どうして町長不信任案じゃなくて修正案を今回出されたかということの問いは、本当にこういう形での町長が主たる久山町のまちづくりとして上げた

事業を1年間止めたということ、これは町民に……。

(8番本田 光君「議長、発言の」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ちょっと待ってください。阿部哲議員、不信任案というのは不適切な 発言です。

(8番本田 光君「それを言いたいわけです」と呼ぶ)

- ○7番(阿部 哲君) 町民に本当に声を聞く、町民の真意を聞くということを考えたとき に、町長に対してのいろんな形での不信任とか、そういう形ですることが本当だと思うわ けです。今回、どうして再度修正案か、これは常にこの修正案でいくということは、町民 が常に損害をこうむるということでの修正案はなぜかということを再度お尋ねします。
- ○議長(木下康一君) ちょっとその前に、先ほど注意しましたように、不信任案という言葉 は不適切なので、削除いたします。
  - (8番本田 光君「本人が削除してもらわんと」と呼ぶ)
  - (6番佐伯勝宣君「というか説明していただいたらいいと思いますよ」と呼ぶ)

いやいや、もう不信任案というのは。阿部議員に不信任案という言葉の取り消しをお願いしたいと思います。

- ○7番(阿部 哲君) 不信任案というのは取り消します。町長の行いに対しての不信感とい う形で、なぜ修正案かということです。
- ○議長(木下康一君) 松本議員。
- ○9番(松本世頭君) 何ていいますかね、もう説明皆さんも聞いてあると思いますけども、25年度の事業に飛びついたら3,000万円町民が、久山町が得しますよという説明は何度となく聞いたと思いますよ。しかし、3,000万円得する事業に飛びついて町民の税金を4億円も投じて、未来永劫一般財源が何百万円か毎年毎年補填する事業をやるべきなのか、ここは町民の代表である議員がしっかり、たまには町長にくぎを刺すのも、これ大事じゃないですか。そういう意味で私は昨年の3月当初より一貫して皆さんに問うてきたわけです。私は胸を張ってこれだけ言えるのは……。
- ○議長(木下康一君) 松本議員、今回のこの修正案に対して、簡潔に。
- ○9番(松本世頭君) だから、そういうことで、町長の一貫した姿勢を批判することも我々 議員としては大事だと思っております。まずは町民の声を聞いて我々は動いとるんです が、そういうことで私は一生懸命この修正案を胸を張って町民のために頑張ってきたわけ でございます。終わります。

(「もう一回ひとつ」と呼ぶ者あり)

○議長(木下康一君) いや、もう終わってます。

その前に、先ほど阿部文俊議員の発言におきまして不穏当と認めますので、議長のほうから先ほど発言された分を全部取り消しをいたします。

次に、ほかに質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。

修正案がありますので、まず原案に賛成者の発言を許します。

吉村雅明議員。

○4番(吉村雅明君) 私は原案に対する賛成討論を行います。

現在、町では、本年1月、猪野、山ノ神地区の将来像について集約をするということと、町の総合計画を踏まえた検討を行うということで、猪野・山ノ神地区整備研究会が立ち上げられました。9回検討が行われ、その結果、報告書が8月に出されたところでございます。その報告内容は、検討を重ねていく中で農業について後継者不足や高齢化問題がクローズアップされ、このままではいけない、何とかしないと変わらないという危機感の中でいろいろのアイデアが出されております。現状、このアイデアを出したとしても実現するための拠点が、また組織がなく、来町者への拠点づくり、その機能を現在町が計画を行っている観光交流センターがこれを担い現実してもらいたいことが全員の中で求められたところでございます。この報告書は12名の皆さんが7カ月、9回の検討をされた中で結果を出されております。中身は非常に重いと思います。また、尊重すべきものと思っております。

また、観光交流センターと同時進行中の首羅山遺跡については、地域の力を生かした久山町らしい整備を目指してという中で、学習や交流、情報発信の拠点となるガイダンス施設、中身はふれあい広場として久原地区白山神社の入り口付近と猪野区、千人館の2カ所で検討する。今回、白山神社入り口付近でのこれの土地購入費が計上されているところでございます。

なお、9月4日、猪野の千人館でこのガイダンスに対する意見交換会がありました。これに対する参加者は、首羅山、伊野皇大神宮、上久原観光交流センターとを一体とする整備計画に対し熱い熱い期待があります。何とか成功させ、まとめてほしい、私は何回、何人からも頼まれました。この検討会の中では、意見交換会の中では、希望、要望も多く出されております。これからも希望、要望の実現化が非常に楽しみであるところでございます。

現在、国の地方創生事業が全国的に各自治体、あらゆる知恵を絞り、しのぎを削っている中で、久山町が何もしないで済むのか、今のままでいいのか、本当に私は疑問を持ちます。1年も1年半も今何もしないで経過している、何としても町として西のトリアス、東の観光交流センター、首羅山、猪野地区の活性化一体とする整備計画こそが人を呼べ、町の活性化、これが久山町の地方創生事業ではないかと思います。この整備計画、何としても成功させなければならない、これを私は願って原案の賛成討論といたします。

以上です。

○議長(木下康一君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(木下康一君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。本田光議員。
- ○8番(本田 光君) 議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案に賛成討論を行います。

予算書の歳出、款 7 商工費、目観光費、観光交流センター等整備事業費 4,406万円は、土地購入費や測量調査委託料としております。 9月7日の一般質問でも指摘しましたが、さきの 3 月議会、観光交流センター・道の駅・食のひろば・レストラン整備事業費、平成 26年度補正予算 5,790万円の減額、平成27年度当初予算 3,997万円の減額、いずれの予算も修正案を賛成多数で可決しております。一方、5月8日、議会主催で第1回議会報告会がレスポアール久山で開催されて130人の参加がありまして、参加者から多くの発言があり、道の駅事業はやめてほしいとの発言がありました。町の主催で昨年7月6日から8月5日までまちづくり懇談会が開催され、私も8行政区の会場へ参加しました。そこで、配付された資料の中にも総事業費 8億1,000万円、その内訳が記載、しかし今日まで内容がころころと変わってまいりました。また、今回町主催でまちづくり懇談会が開催されましたが、まちづくりという余りにもテーマが大きく、参加者の発言も少なかったと感じております。観光交流センター事業には、いまいちといったところでありました。事業計画は十分な検証もなく審議不足だと考えます。町民に対して説明責任は否めません。この計画は一旦白紙に戻しゼロベースで見直すべきだと思いますし、以上述べて修正案に賛成討論といたします。

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 山野久生議員。 ○2番(山野久生君) 賛成の発言をいたします。

まず、この事業について単独事業でやるべきだという議論があります。しかし、補助事業を活用することで約2億円が町民の税金等から支出されることはないのです。また、県事業の道の駅も断ち切れるかもしれません。それを考えた場合、補助事業を活用することはとても重要だと考えます。今回の補助事業の取り消しを行った場合、今後は市街化調整区域内においてこの土地再生整備計画事業の活用は難しい状況と考えます。今後単独で事業を行うことは、町の財政面においても大きなマイナスだと考えます。事業を行うのであれば、住民の皆さんの税金を有効的に活用する観点からも、今回は補助事業を活用することは当然だと私は考え、賛成いたします。

○議長(木下康一君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(木下康一君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。有田行彦議員。
- ○1番(有田行彦君) 私は修正案に賛成いたします。

確かに平成25年6月では、じゃということで始まりましたけれども、議会はチェック機関であります。だから、チェック機関の役目として、これはおかしいというようなことが再三あって修正案が出されて、それが可決して今日まで来ております。今回もまたこれはおかしいということで修正案を出したわけでございます。いろいろと御意見の中に活性化は今後どうするのかとかというふうな話も出ております、地方創生の話も出ておりますが、地方創生の中に人口増も、その地域の活性化にもつながるということであります。今、久山町が取り組んでおります上久原の区画整理事業、上山田、草場、これによって人口が増えます。それから、自主財源を確保するということも地方創生の中での活性化とうたわれております。こういうふうなことについて私は全力を尽くす、町長は注ぐべきであろうと思います。

それから、首羅山遺跡事業につきましても、私はこれはぜひ進めていただきたいという 立場からであります。今先ほどガイダンスの説明会が8月と9月ありましたけれども、皆 さん方はあのガイダンス施設場所を白山神社の入り口というふうに位置づけてあります。 それは何かというと、そこ一帯7,000平米を対象にしたガイダンス施設の位置づけです。 それで、これは10月2日にまとまります、話が。だから、私は一般質問で町長にあなたも そこへ出席して聞かれたらどうですか。これ、10月2日のその結果をもってあの地域の土

地を購入するという案は出されなかったのか。何でこういうふうな9月のときに出されたのか。そこら辺が我々修正案を出された方と同時に賛成ができない疑問の点であります。だから、町長、もう少し、町長、執行部は我々議員が修正案を出さんでいいようにすべきであろうと私は思います、そういうことであれば。そして、ほかにも議案がたくさん町民が苦情、要望が出てる、あるいは先ほどもありましたけれども中学校の給食の問題とか交通アクセスの問題とかいろいろあります。そういう問題までが全て我々は反対、修正案を出せと言ってるわけじゃないです。先ほどいみじくも不本意な言葉だったと思いますが、町長に対する不信任案、とんでもない話です。この町長にしても我々議員にしても町民からいただいた任期いっぱい町民のために働くことが大事なことであって、そういう不信任案とか、そういう言葉を軽々しく出す問題じゃない。

それで、本日もこの第48号議案の中に全部が反対じゃないんですよ、町長、いわゆる先ほどから言っておりますこの修正案を出された内容をよく議員に吟味あるいは理解してもらっての提案だということで、私はその点非常に疑問がありますので、3回目の修正であるうと4回目の修正であろうと観光交流センター事業についてはそういう態度で臨みたい。首羅山遺跡事業とはまた別の問題だということを述べて修正案に賛成いたします。

- ○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 阿部哲議員。
- ○7番(阿部 哲君) 原案に対する賛成討論をいたします。

この事業は、先ほどから小さな考えの中での直売所だけの採算の問題という形で多く出ておりましたけども、そういうことではなく、大きく久山町の経済の活性化、農業、商工観光の振興発展につなげていく拠点づくりであります。また、今回の用地購入費についても、首羅山遺跡保全整備とこの観光交流センター整備事業を整合、連携するためにも必要な土地であります。また、8月から実施された8行政区懇談会でも、この事業に賛成意見が多くの意見があり、また地域においては農業や商業にかかわる方々の賛成意見が大変強いということを感じました。この状況において、この事業は継続、推進していくべきであり、さらに生産者を初め多くの住民の御意見を議会として聞きながら、この事業が町の活性化へつなげていくためにも必要であります。そういうことで原案に対する賛成討論といたします。

○議長(木下康一君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 阿部文俊議員。 ○3番(阿部文俊君) 私は提案に対する賛成討論をさせていただきます。

今、全国で地方創生とか町の活性化による各町ではいろいろと工夫されております。その中、この我が町でもこのままでいいのかというところで、ここで止まってはいけないと思います。この事業を進めることによりまして、これから先若い人たち、また子、孫に伝わる立派なもとになるようなこの事業を進めていくべきだと私は思います。また、いろんな面で山やら田んぼ、畑、経験者の方と一緒に、農家でもない方、そしてまたお年寄りも子供も一緒になってこの田んぼ、畑を楽しむような活性化につながればと思います。先日にも私、トリアスの関係者の方とお会いしまして、この事業はどうですかという質問をしたところ、その関係者、簡単に言えばトップクラスの方ですが、ぜひこの観光交流センターはできれば私たちは助かりますと。そして、一体になってやりたいという力強い気持ちを私に伝えていただきました。今後ともこの事業が前に進むようにぜひいくようにということで頼まれましたので、私も一生懸命この事業に関しましては進めていただきたいと思います。よって、原案に対する賛成討論とさせていただきます。

- ○議長(木下康一君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。佐伯勝官議員。
- ○6番(佐伯勝宣君) 私は修正案に賛成をするものでございます。長くなりますので、短か 目にいきます。

まず、昨年9月に大体の趣旨は話しております、私のこの賛成に対する意見というのは。それにつけ加えますと、先ほど町長がおっしゃいましたあり得ないことが起こったと、議会が反対していると、それは逆のことなんです。あり得ないことを町執行部がやってる、そしてごちゃごちゃになってる。だったら、それをもうゼロにしたほうがいい。これが私の考えでございます。そして、1点つけ加えます。国に対しての関係がおかしくなる、それはないと思います。というのは、こういうことでございます。昨年12月議会開会前に私はこの観光交流センター、その補助金、国交省の直接の担当者と話をいたしました。実は議会、これを反対しようという、そういった考えがある。しかし、今後国との関係を考えたらどうしたものかと思ってる。担当者は言いました。そんな心配はない。いろんな自治体がある。いろんなそういった事情がある。それを一回一回そういうことでストップされても、それは事情は心得ている。心配はない。ああ、そうですか。そういった会話をいたしまして、その日時が特定でき、相手が特定できるような記録を私は残しております。ですから、そういった国との関係、この点に関しては心配することはない。それよりももっと国交省、関係を考えなければいけないことがあるじゃないか、私はそのことを申しまして、この賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(木下康一君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。阿部賢一議員。
- ○5番(阿部賢一君) 私は修正案に賛成する討論をいたしたいと思います。 まず初めに、先ほどから出ておりました土地の取得のことで最初に申し上げときたいと 思いますけど、今現在、土地取得されてますよね。その分が……。
- ○議長(木下康一君) 阿部賢一議員、討論でございますので、その中でしっかり言ってもら えばと思いますので、どうかじゃなくて討論でございます。修正案賛成の討論をお願いし ます。
- ○5番(阿部賢一君) 議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案に賛成討論をいたします。

観光交流拠点として道の駅、食のひろば、レストラン、直販所などを造り、町の活性化につなげていくとして進めているが、まちづくり懇談会での説明会では、運営状況の不安や農業者からは農業の振興策について具体的に町長がどうしたいのかというところが見えないとの声があると。町民の理解が得られない中、議会でも割れるような状況の中に実施をしようとするのは納得できない。今後農林業をどう守り発展させていくかは、多くの専門知識の人たちを含み構成し計画していかなければならないと考えます。観光交流センターについて再三町長と副議長の有田議員とも話し合いをしましたが、見直す考えはないという返事でありました。そこで、今まで町が提案してきた観光交流センター等整備事業は、計画そのものを一旦白紙とし、議員と町民と一丸となって再出発すべきじゃないかと思うし、賛成討論とします。

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。

まず、本案に対する松本世頭議員外3人から提出された修正案について起立によって採 決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

## [起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原 案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第21 議案第46号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(木下康一君) 日程第21、議案第46号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

議案第46号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、本案に賛成の方は起立願います。

## [起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第22 議案第47号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)

○議長(木下康一君) 日程第22、議案第47号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

議案第47号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本 案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第23 議案第48号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(木下康一君) 日程第23、議案第48号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 討論なしと認めます。

議案第48号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に 賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第24 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

○議長(木下康一君) 日程第24、発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

第1委員長。

○第1委員長(松本世頭君) 御報告いたします。

福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について御報告いたします。

去る9月16日、第1委員会で慎重審議いたしましたところ、内容的には理解いたしますが、もう少し糟屋1市7町の動きも見ていき、また時期尚早等の意見もあり、継続審議になりましたことを御報告いたします。

○議長(木下康一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について、委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり継続審査にすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本件は継続審議といたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第25 請願第2号 「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担 制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

○議長(木下康一君) 日程第25、請願第2号「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務 教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とい たします。

本件について委員長の報告を求めます。

第1委員長。

○第1委員長(松本世頭君) 御報告いたします。

「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について、去る9月16日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、一人一人の子供たちに対するきめ細やかな対応と我が町の教育環境にもぜひ必要だ、導入すべき等の意見等があり、全員賛成で可決いたしましたことを御報告いたします。

○議長(木下康一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) これで討論を終わります。

請願第2号「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」 を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。委員長の報告は採択です。本件は原案 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。したがって、本件は原案のとおり採択と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました請願に係る「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育 費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提 出することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第26 閉会中の所管事務調査の件

○議長(木下康一君) 日程第26、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり各常任委員長、 議会運営委員長から閉会中の継続調査事項として申し出があっております。

お諮りします。

常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査事項としてそれぞれの委員会に付託することに決定しました。

## —— 平成27年9月定例会 ——

以上で平成27年久山町議会9月定例会を閉会します。 長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

閉会 午後 0 時37分